

第1回・第2回国際シンポジウム 「外国籍住民との共生社会の創造」報告

(横浜研究会)

I. はじめに

本研究会は、横浜・神奈川地域をフィールドにして、1990年代以降ニューカマーの増加が著しい外国籍住民の状況と諸問題、ならびに日本人住民との社会的・文化的葛藤、交流の解明を通して、外国籍住民と日本人住民との共生社会創造の可能性と提言を追究するというテーマのもとに、2004年度から調査・研究を行ってきた。政治・経済・文化のグローバル化や少子高齢化が進むなか、21世紀の日本社会は変動を余儀なくされているが、この研究テーマは日本社会の変容や諸問題、さらに日本（人）とアジア・中南諸国（人）との今後の関係のあり方を考察する上で、主要なテーマとなると考えて設定した次第である。

幸いにして、本研究の一環として、04年度・05年度に国際シンポジウム「外国籍住民との共生社会の創造」を開催することができた。

04年度は教育重点予算をもとに、2005年3月29・30日に「在日KOREAN」「在日CHINESE」「中国帰国者」を対象にして、本学においてシンポジウムを開催した。本テーマにふさわしい中国・韓国・アメリカからの優れた研究者をはじめとして、横浜華僑総会長、在日大韓民国民団事務総長、日本人ボランティア等の報告者をむかえて、「在日KOREAN」「在日CHINESE」「中国帰国者」の歴史的社会的経緯と日本（人）社会との共生に関する問題点を明らかにすることができた。参加者数は本研究会メンバー、報告者を入れて33名、32名と小規模であったが、このことがかえって活発な討論をもたらし研究を深めたと考えている。

05年度は「人間科学部」設置予定記念行事の一環として、「滞日LATINOS」の状況および外国籍住民の「人権」問題を取り上げて、05年11月26・27日に神奈川大学KUポートスクエアで開催した。本テーマにふさわしい研究者や弁護士、滞日LATINOS向け新聞記者、神奈川朝鮮学校長、NPO代表者などの報告と討論を通じて、事実認識や問題の所在が一層深められた。参加者は67名、53名と昨年度を上回る状況となり、本研究会の研究会活動が広く社会的に認知されはじめてきていると思われる。

研究活動の一環として、2年連続して国際シンポジウムを開催することができたのも、学長及び理事会の御理解、御配慮の賜物とお礼申し上げます。また、2回にわたるシンポジウムの報告者の中に2名の本学卒業生がおり——このことはまったく偶然で当日分ったことですが——、卒業生の活躍の一端を見ることができ、うれしく思いました。最後になりましたが、シンポジウムで御報告いただいた皆様に改めてお礼申し上げます。(横倉節夫)

Ⅱ. 第1回国際シンポジウムの概要

第1回国際シンポジウム：「外国籍住民との共生社会の創造」
——「在日KOREAN」「在日CHINESE」「中国帰国者」の場合——

主催：神奈川大学人文学研究所「外国籍住民との共生社会の創造」研究会

日時：2005年3月29～30日

場所：神奈川大学構内（17号館215会議室）

第1日：「在日KOREAN」「在日CHINESE」について主に韓国・中国の最近の経済・社会状況と渡日事情を中心に議論する

午前10：00～10：15〈主催者（当研究会）によるシンポジウムの趣旨説明〉

午前10：15～12：45〈韓国経済・社会の現状と「在日KOREAN」の渡日事情〉

報告者1：韓国・仁川発展研究院，行政室長 崔源九氏

報告者2：在日本大韓民国民団事務総長 鄭夢周氏

午後14：00～16：40〈中国経済・社会の現状と「在日CHINESE」の渡日事情〉

報告者1：上海社会科学院世界経済研究所 副教授 孫 震海氏

報告者2：T&T社 事業部長 松本文夫氏

報告者3：中国帰国者定着促進センター 小林悦夫氏

午後17：00～18：00〈全体討論とまとめ〉

夜18：00～ 〈懇親会〉

第2日：「在日KOREAN」「在日CHINESE」の生活，その歴史と現状を中心に討論する

午前10：00～12：30〈横浜（神奈川）における「在日KOREAN」「在日CHINESE」のコミュニティの歴史〉

報告者1：横浜華僑総会長 曾 徳深氏

報告者2：在日朝鮮人問題研究家 呉 圭祥氏

午後13：30～16：00〈在日KOREAN」「在日CHINESE」「中国帰国者」の現状〉

報告者1：曹 壽隆氏

報告者2：楊 筱蓉氏

報告者3：ユッカの会 中和子氏

報告者4：シアトル大学講師Robert Efird氏

午後16：20～17：20〈全体の討論とまとめ〉

夜17：30～ 〈懇親会〉

(1) 第1日——「在日KOREAN」「在日CHINESE」について韓国・中国の最近の経済・社会状況と渡日事情

午前の部 韓国経済・社会の現状と「在日KOREAN」の渡日事情

報告者と報告タイトル

①韓国経済・仁川発展研究院 崔源九氏「経済危機以降の韓国経済」

②在日本大韓民国民団事務総長 鄭夢周氏「在日KOREANの渡日事情」

報告概要①

第一報告者の崔源九氏から「経済危機以降の韓国経済」と題して、1997年の経済危機の政治経済状況の説明並びに今日の韓国経済状況と課題についての報告があった。

まず、97年の経済危機の原因として非効率的な韓国経済システムにあったと総括された。86年の民主化運動を契機として、韓国の政治は大きく民主化が進展したものの、金融機関の改革をはじめとする経済システムの改革は進展せず、政治と不可分の財閥の相互保証制度等により専横する経済システムは従前のままであった。このことが、国際市場動向を顧みない一部の財閥の意思決定と過剰投資を金融機関が事実上一体となって推進することになり、未曾有の不良債権を生み出すことになった。このような経済システムの非効率性が韓国経済の通貨危機の背景にあったことが説明された。

次に、98年のIMF勧告以降劇的に韓国の経済システムの改革が進展したことが説明された。IMFの管理下に入ることにより、相互保証制度の禁止をはじめとする財閥優遇策の見直しとともに一定の市場経済のルール化などが図られた。その後、99年以降順調に経済は回復し今日に至っている。

ただし、現政権下において、労働政策や企業政策が企業活動を萎縮させ国の競争力を低下させているとの課題が指摘されている。特に、民主労働組合系をはじめとする労働組合の力が強く、一部には「労働貴族」と揶揄される状況であることが説明された。

最後に、近年日本への留学と日本企業への就職希望者は減少しており、代わりに中国指向の学生が増えていることの紹介があった。

報告概要②

第二報告者の鄭夢周氏から「在日KOREANの渡日事情」の統計資料付きレジュメとパンフレット「全同胞の心をひとつに明るい在日同胞社会を」とともに在日KOREANをめぐるミクロとマクロの両視点から多民族共生社会をめざした以下のような報告があった。「なぜ在日KOREANが日本に」では、歴史的に植民地以降を時系列的に説明された。一例として、敗戦時には強制連行約66万人、軍人軍属が37万人余りと報告された。

「在日KOREANの人口動態」では、戦後60年、なぜ61万3千人か？との副題で、1. 45—46年の大量帰国、2. 北朝鮮への帰国、3. 国籍変更、4. 婚姻による減少、5. 少子化の影響についてそれぞれ報告された。

「外国人（在日KOREAN）の存在」では、日本の国際化のバロメーターとの副題で、1. 日本における外国人の特徴、2. 外国人の地位、3. 在日KOREAN：61万3千人 について報告された。

「在日KOREANの問題」では、1. 20世紀の世界の課題から（20世紀の世界の課題（三重苦）とともに）、2. 偏見と差別はいつから：日本の近代史の存在そのものが知られていない、3. 人権問題と同義語——「人権教育のための国連10年」の重要課題——、4. 克服への努力について報告された。

「多民族共生社会をめざして」では、——世界の中の日本、アジアの中の日本を——を副題に、1. 「だれもが」「安心して」「豊かに」生きるために、2. 一人一人の心の問題、3. 人間尊重、人間復興の世紀となることを……しかし、新たな対立が、について報告された。

全体を通じて、マクロの視点として、日本の発展に寄与する在日同胞の視点が示された。日本は、在日KOREANの人々の人権を確立することにより、人権先進国としてアジアで真のリーダーシップを発揮することになり、一方、在日同胞は、帰化せずに在日KOREANとして生きていくことにより、日本の内なる国際化に寄与する存在となる、との考えが示された。さらに、ミクロの視点からは、一人一人の心の問題として、「違い」を認め合うことから始めることの重要性が確認された。

最後に、不幸な歴史のみでなく歴史的な文化交流もなされてきたこと並びに在日KOREANの人権を尊重するように日本社会と日本人の意識も変化している現状について報告された。これらの萌芽を各人が進展させることによって、日本社会とアジアの平和に連なることが確認された。

質疑応答

以下の質問があり次のような回答がなされた。

質問（無職） 「朝鮮」という言葉について

回答（鄭氏） 「朝鮮語」から「ハングル語」のように変わってきているが、日本政府としては「韓国」という言葉についてのもう少し配慮が必要。

回答（崔氏） 「朝鮮」について特に悪いイメージはない。

質問（教師） 韓国の小学生は日本が好きか否か

回答（鄭氏） 愛憎相半ばしている。

回答（崔氏） 教育とマスコミの影響力が大きい。日本は嫌いだけど日本人は好き。

質問（ライター） サッカーの試合で見た韓国の北朝鮮に対する感情について

回答（鄭氏） サッカーの試合等は特殊な状況であり過激な応援を一般化して論ずるのは危険である。在日と韓国では北朝鮮に対する感情は少し違う。

回答（崔氏） 若い人は北朝鮮に悪いイメージがない。韓国のテレビも好意的である。

なお、フロアから、進歩的知識人とされる人達が北朝鮮を擁護してきたことが、「拉致問題」をはじめとする北朝鮮を取り巻く様々な問題の解決を未だに困難にしていると思うが、これについて大学の研究者はどう思っているのかとの質問がなされた。

これに対して、主催者側の横倉から、同感するところがあります、多様な問題意識を持ってこのシンポジウムを活用して議論を深めていただきたい旨の発言があった。

また、これに関連する回答として鄭氏から、94年に横田さん夫妻が相談に来て以来、政治的に利用されないように留意しつつ民団として可能な限り助力を続けている、また、北朝鮮から70人程度日本に来ていますがこれらにも援助している、とのことであった。

(兼子良夫)

午後の部 中国経済・社会の現状と「在日CHINESE」の渡日事情

午後の部では、1990年代以降成長の著しい中国経済と社会状況、これに伴う「在日CHINESE」（ニューカマー）の渡日事情、さらに「中国帰国者」の実態について報告、討論を行った。

報告1. 上海社会科学院副教授 孫震海氏「幾つかの側面から、上海及び中国の経済発展と社会状況を見る」要旨

中国経済は沿岸部を中心に成長が著しいが、そこにはいくつかの問題点がある。その第1は中国経済が「外向型経済」という構造をもつ点である。このことは、中国が世界の工場になったとはいえ国外市場を中心に展開していることと、外資の利益の吸収による中国企業及び労働者の損失や沿岸部地域間たとえば珠江デルタ地域の熟練労働力不足問題の生起をもたらししていること、の2つの問題を生みだしている。第2はエネルギー・資源の海外依存が高くなっており、沿岸部では電力供給も厳しい状況となっている。こうした中で、上海市では経済・貿易・金融・「航」運の4つの中心をめざしており、「航」運についてはその整備も進んでいる。しかし、この中心は、国内の中心なのか、アジア太平洋地域の中心なのか、世界の中心なのか、またその整備を段階的に推進していくのか、など結論はでていない。さらに、上海では「総部経済」概念がブームとなっているが、その明確な定義はなされていない。しかし、その特徴として、巨大多国籍企業の地域本部あるいは特定の機能を担当する本部を誘地して、上海市を産業連関の最高の部分におくこと、そして税収を増やすこと、があげられる。以上の問題点をかかえながら、また2010年の上海万博以後の持続的な発展をどのようにすべきかの問題を考える必要があるが、中国さらに上海市の経済は拡大している。これに伴って、日本人の華東地域での長期滞在は4.4万人に達しており、逆に中国人の渡日も増加している。中国人の渡日は、「留学」と日本企業への「就職」

が大きな要因である。留学者は一人っ子政策もあって私費留學生が増えており、また大学卒生を中心に日本企業に「就職」して渡日する者も増えている。また今後は、日中両国で事業にたずさわる者も増えるだろう。

報告2. T & T社 松本文夫氏 「中国連携ビジネスと中国技術者の在日状況」要旨

当社は情報システム構築事業を主な事業としており、1992年に中国・上海に合弁企業を設立した。中国との連携ビジネスは、全体的なコストダウン、中国の優秀な技術者活用による技術力向上などによるが、設計は当社、製造は合弁会社と役割分担をしている。日本での受注増加や中国への日系企業の進出に伴う受注増加によって、当社でも中国人技術者を採用、活用している。この中国人技術者を日中両国語ができ、設計と製造の橋渡し役となるブリッジSEに育成して活用する方針のもとに、日本語教育と技術教育を行っている。中国で6ヶ月日本語教育を行い日本語3級レベルに達すると、当社は正式に雇用契約を結び、日本で教育を行う。この時、長期ビザを取得させ、来日後2年で日本語1級レベルにまで上げ、さらに技術面では配属したプロジェクトの管理者・リーダーによる教育を行っている。賃金は基本的には日本人と同等扱いであり、日本語・技術面のレベルの高い技術者は平均的な日本人社員より高くなる場合もある。中国人技術者は数年は日本で仕事をし、その後中国へ戻って合弁企業でブリッジSEの仕事をしてもらうことを考えている（一部帰化する技術者も出ることを予想している）。日本での生活は、当初会社の寮に居住させているが、2年ぐらい経過すると1人で住みたい等の理由で、アパートに移っている。生活面でのトラブル（油で流れの排水口を詰らせたり、ゴミ出しなど）はあるが、仕事に対しては熱心であり、自分のスキル、キャリアパスに関して向上心が高い。ただし、条件の良い企業に突然転職する者もいる（退職率10%）。今後も当社では中国人技術者を採用・活用する方針である。

報告3. 中国帰国者定着促進センター 小林悦夫氏 「中国帰国者の実態」

「中国帰国者」は、戦前に満洲国に満蒙開拓団として渡った日本人のうち、戦後の引き揚げ後も残った人達、つまり「残留孤児」「残留婦人」で帰国した本人及びその家族をいうが、現在まで国費で帰国した人数は約2万人である。しかし、その他に「よび寄せ家族」「養父母」もあり、その人数は国費で帰国した人数の4～5倍いるとみられる。現在、「孤児」の年齢は60歳代半ば、「婦人」は70～80歳代であり、その2世、3世、4世もいる。日本社会定着のプロセスは、国費での「帰国者」の場合、埼玉県と大阪府にある定着促進センターで6ヶ月の研修（日本語や生活習慣等）を受けた後、各地の定着地で居住しながら、全国12ヶ所ある第2次センターで8ヶ月間学習する。1世の場合、非あるいは半識字者が多く、また年齢要因もあって日本語の習得は困難であり、2・3世の方が習得は早い。さらに第3次センター（東京・大阪・福岡）では、「よび寄せ家族」も対象となっており、ここでは通信教育とスターリングが行われている。最後に、定住型外国人問題で日本語習得や生活習慣等で最初に問題を示したのは「中国帰国者」であり、その後ニューカマー問題への対応でそれが役に立っている点や、日本企業の受入れ体制の不整の点が指摘された。

以上の報告のあとに、質疑・討論がなされたが、簡単に記しておく。中国では政治は共産党支配、経済は日本以上に資本主義的であるが、中国人は政治と経済を異なる体制と考えているか、また中国国内の格差は解消するのか、という問題で、孫氏から経済発展のためには政治の安定が不可欠であること、格差解消はすぐには困難である、との回答がなされた。「中国帰国者」では、小林氏から報告を補足する形で、定住地が東京・神奈川・大阪の大都市圏の他に出身地である長野や東北各県などにちらばっている点や、1・2世の就職困難や経済的困難（年金がでない等）、さらに子供の言語習得とかかわって学習言語として中国語を母語として学習し、日本語は第2言語とすることが望ましいこと、が指摘された。この他に、今後日系企業は労働組合を重視すべきとの意見も出された。

(横倉節夫)

(2) 第2日目——「在日KOREAN」「在日CHINESE」の生活、その歴史と現状を中心に

まず午前の部では、横浜・神奈川地域におけるその伝統的なコミュニティについて報告されたが、横浜華僑総会長曾氏による横浜中華街の報告の概要は以下の通りである。今日、横浜中華街といえばレストラン経営が目立つが(500店舗のうち240がレストラン)、戦前は10数軒にすぎなかった。開港時に中国人は経済的理由によって移住してきたが、職業も多様であった。しかし、日本人の職業に影響を与える職業の禁止や関東大震災によって打撃をうけ、戦後は焼け野原の中から復興してきた。レストランが一挙に増加したのは1972年の日中国交回復後であり、同時にこの時期に台湾系住民の帰化が増加した。現在、大陸系と台湾系住民がいるが、政治的に対立している面もあるが(共産党・国民党の対立、しかし国民党も台湾独立となると大陸系に近寄る)、文化的アイデンティティは同質であり、関帝廟の再建や街づくりで協力しあっている。とはいえ、2つある中華学校は漢字が違うため1つにするのには無理がある(1946年に学校は再建されたが、52年に2つに分れる)。また、横浜・神戸・長崎はオールドカマーの街であり、ニューカマーは池袋等に集中しており、オールドカマーとニューカマーの接触はほとんどない。中国人と日本人の共生は、互いに耳をかたむけ忍耐することから始まる。

ついで呉氏の報告は、「在日コリアン」という用語を、植民地時代に日本に来た人とその子孫、本国の民族の1構成員である、という2つの点で理解してほしい、という点からはじまり、在日コリアンの発生、形成・展開が語られた。そして、在日コリアンコミュニティを支える理念として、祖国の統一、日本永住化に伴う生活権利擁護があり、その手段として、朝鮮総連等の同胞団体、朝鮮学校を中心とする民族教育等がある。今後の課題としては、世代交代や意識の変化、祖国・民族との隔離が進む中で、いかにして民族的アイデンティティを維持発展させ、コリアンコミュニティを存続させるか、があげられる。また、日本社会と共生する同胞社会の構築、つまり差別の是正や日本における多文化共生社会への寄与も今後の課題として語られた。(横倉節夫)

第2日の午後の部では4名の報告者がそれぞれ異なった立場から「在日KOREAN」「在日CHINESE」「中国帰国者」の現状について報告した。

曹寿隆氏は、在日大韓国民団青年会中央本部会長を務め、また、県立高校の教員として韓国語を教えておられる。曹氏はオールドカマーの一員としての自己の成長の過程を振り返りつつ、在日KOREANの子供や青年をとりまく環境と制度、子供の目から見た将来への見通し、アイデンティティの持ち方など、オールドカマーの青少年に関する現状について報告した。

楊筱蓉氏は、16年前に留学のために来日した在日CHINESEのニューカマーとしての立場から、外国籍住民自身の日本社会への参加に関する報告を行った。楊氏は現在国際交流ラウンジや高校などで中国語を教えつつ、医療通訳派遣コーディネーター兼通訳、横浜市男女共同参画推進審議会の委員などの地域活動にも積極的に参加しておられる。

中和子氏は、ホスト社会側の立場から、横浜での外国籍住民や中国帰国者への支援の現状について報告を行った。中氏の参加するボランティアグループ「ユッカの会」では、中国帰国者をはじめ、国籍も年齢も実に多様な外国籍住民を対象として支援活動を行っている。横浜市内や神奈川県内で行われている成人を対象とした日本語学習支援、外国にルーツをもつ子供の学習支援や進学に関する相談、外国から帰国した(あるいは移り住んできた)お年寄りの生きがい作り、さまざまな行事を通じた地域での交流活動、多様な生活支援について、現状が報告された。

最後に、シアトル大学の Robert E. Fird 氏が研究者の立場から外国籍住民の現状と市民活動による支援について報告を行った。外国籍住民の子供たちにとっては居住地づくりも重要であるが、横浜市内において行われているホスト社会側の日本人の若者による支援についての調査報告があった。

このセッションには、当事者である外国籍住民の立場からはオールドカマーとニューカマーが、ホス

ト社会側からは外国籍住民に対する支援者が、さらに横浜をフィールドとして調査を行ってきた研究者が一同に会し、それぞれの視点で共生社会としての現段階の報告を行うことができた。この点に大きな意義があったと考える。外国籍住民といっても一様ではない。オールドカマーに代表されるように母語が日本語である外国籍住民もいるし、逆に中国帰国者や日本人と結婚した外国人のように、現時点の国籍は日本であっても外国にルーツをもつために日本語が不自由な人もいる。年齢から見ても、外国籍住民には幼児からお年寄りまでがいて、直面している問題や社会参加の仕方、アイデンティティの問題などはそれぞれに異なる。こうした点はややもすれば見逃されがちであるが、本セッションを通じて、共生社会の創造に向けて多様な視点からの検討が必要であることを改めて確認することができたように思う。

(富谷玲子)

Ⅲ. 第2回国際シンポジウムの概要

第2回国際シンポジウム：「外国籍住民との共生社会の創造」

(人間科学部設置予定記念)

～「滞日LATINOS」と外国籍住民の「人権」問題を中心に～

主催：人間科学部（設置予定）、「外国籍住民との共生社会の創造」研究会

記

日時：2005年11月26日（土）～27日（日）

場所：神奈川大学みなとみらいエクステンションKUポートスクエア
(横浜みなとみらい地区、クイーンズタワーA, 14F)

第1日：「滞日LATINOS」の諸問題について議論する

午前10：00～10：10 主催者挨拶

10：10～12：40

報告1. 「顔のみえない定住化」 首都大学東京講師 丹野清人氏

報告2. 滞日ブラジル人と「多文化共生」 IPC編集部長 鎌田ファチマ氏

午後13：40～16：00

報告1. 藤沢市における多文化理解教育の可能性 文教大学助教授 山脇千賀子氏

報告2. 滞日中南米人の身近な問題 IPC記者 堀口江利氏

16：10～17：00 討論

第2日：外国籍住民の「人権」問題について議論する

午前10：00～12：30

報告1. 「在留資格」を欠く子どもたち かながわ外国人教育相談 高橋徹氏

報告2. 日本の出入国管理制度をみつめる 弁護士 関聡介氏

午後13：30～16：00

報告1. 民族教育の現状と課題 神奈川朝鮮学校長 禹載星氏

報告2. 子どもの教育権 ARC代表 平野裕二氏

午後16：10～17：00 討論

(1) 第1日——「滞日LATINOS」の諸問題について

これまで、在日外国人との共生問題については、主に法制度等の受け入れ体制不備の是正の問題として、あるいは異文化理解、多文化主義、「グローカリゼーション」という言葉に代表される文化の変容や相互浸透といった観点から論じられることが多かった。しかし、日本に在住する日系人労働者は他の在日外国人とは異なる固有の特徴を備えている。そこから、「共生」問題を議論するためのあらたな視座の必要性が浮かび上がってくる。

日系出稼ぎ労働者が急増したのはバブル経済期の1990年の入管法改定による。この改定によって日系人の単純労働就労が可能になり、その多くが下請け企業に雇われたため、居住区も名古屋、静岡、群

馬など中部地方や関東地方に集中した。この集住性も彼らの重要な特徴である。現在、その数は、ブラジル人を中心に、ペルー人、ポリビア人など、30万人を超える。

これらの人々は一般的には、ブラジル人、ペルー人というように国籍で呼ばれることが多いが、今回のシンポジウムでは「滞日ラティーノス」という呼称を使った。それは、90年の改正入管法では日系人という限定が設けられているものの、配偶者の就労も可能であり、また、戸籍の偽造等により入国する者も少なくないからである。また、そこには、デカセギのため帰国を前提として来日しながら、滞在が長期化しているという意味も込められている。

滞日ラティーノスは業務請負業者の手で来日し、日本企業に労働力として手配される。これがアジア人等の他の資格外就労者とは大きく異なる特徴であり、そこから彼ら固有の悩みや問題も出てくる。そこだけではなく、彼らはバブル経済崩壊後に成立した新たな雇用構造にうまくスタビライズされている。これは日本人自身の雇用問題にも重大な影響を及ぼす。

そこで今回のシンポジウムでは、この固有の就業形態を基礎に据え「共生」について考えるという観点から、プログラムを以下のように設定した。

- 報告1 首都大学東京講師 丹野清人氏「顔のみえない定住化」
- 報告2 IPC編集部長 鎌田ファチマ氏「滞日ブラジル人と“多文化共生”」
- 報告3 文教大学助教授 山脇千賀子氏「藤沢市における多文化理解教育の可能性」
- 報告4 IPC記者 堀口江利氏 「滞日中南米人の身近な問題」
(IPC紙は滞日日系人向けの週刊紙で、ポルトガル語版とスペイン語版がある)

丹野氏によれば、業務請負業者によって各企業に「手配」される滞日ラティーノスは、企業の必要に応じて自由に増減できる、極めてフレキシブルな労働力である。彼らは請負業者と契約を結ぶのであって、日本の企業とではない。企業にとって彼らは「人数」としてしか捉えられない、「名前のない」労働力なのである。「顔の見えない定住化」とは、まずのこのことを指す。

それだけではない。彼らは使い捨ての労働力であり、しかも、日本人が就労したがる職種や時間帯を埋めるために雇用される。就業時間は深夜や週末にも及ぶため、近隣の住民すら接触する機会は少ない。そればかりか、請負業者は多数の企業と契約し、企業側の要請があればどこにでも労働力を派遣する。そのためラティーノスの就労先は日本企業側の需要次第でめまぐるしく変わり、居住地を転々とすることになる。

このような極めて不安定な就労形態のもとで、彼らは「帰りたいのに帰れない」まま、5年、10年と長期間、滞在することになる。

鎌田氏は、滞日ラティーノス向け週刊紙IPCの編集長としての経験から、主にブラジル人について報告した。なかでも滞在期間の長期化については、高齢化の進行、2世のアイデンティティ分裂による生活の退廃など新たな問題が発生し、深刻化しており、定住するか否かを決定する時期に来ているという。しかし、日本は外国人労働者にたいする「社会的排除」の国であり、滞日ラティーノスの「ゲッター」の形成が懸念される。そうなれば「社会的爆発」は避けられない。

山脇氏はペルー人やブラジル人などが集住する藤沢市における外国籍児童への教育の取り組みについて明らかにしたが、日本における教育現場の状況はきわめて不十分であり、「先進的」とされる藤沢市ですら教員やボランティア団体などの個人的取り組みに支えられている。しかも、ほとんど日本語指導に限定されており、教育方法の確立や教育システムの整備が急務であるにもかかわらず、行政の側の意識は稀薄である。

これまで下請け企業の期間工に集中していた滞日ラティーノスも、バブル経済崩壊後は弁当屋や魚介類の処理等々、職業が多様化しており、それとともに居住地域も従来にはほとんど在住者のいなかった

県や町村に拡散し始めており、その分、学齢期のラティーノス児童の数が少なくなる。そうなれば、教育の場での取り組みは悪化せざるを得ない。

I P C紙のスペイン語版記者である堀口氏は、日常の取材や日々新聞社に寄せられる身の上相談から得られた、ペルー人やボリビア人などの出稼ぎ者の生活状況について具体例を提示した。病気の家族を抱えながら保険料が支払えず国民健康保険を脱退する、自動車の強制保険に加入できないため交通事故を起こした場合に被害者に賠償金が支払われない、離婚による母子家庭が増加している、デカセギにより家族が解体しており母国に戻れない等々……、生々しい現実から「社会的爆発」が醸成されつつあることが明らかになった。

日本人自身の雇用への影響について、丹野氏によれば、現在のところ、日系請負労働者と日本人労働者との住み分けは一応、維持されている。たとえば期間工であっても日本人には正規雇用や賃上げなどへの道が開かれているが、業務請負業者を通じて「手配」されるラティーノスにはその可能性は無い。だが2004年4月の派遣労働者法改定後、従来外国人労働者を使っていた深夜労働に日本人女性の配置が増えており、また、日本人と滞日ラティーノスの賃金格差は徐々になくなり始めている。

教育問題に実践的に取り組んでいる山脇氏は外国人への施策が日本社会を変えると主張する。これは教育に限られない。バブル経済時代にいわゆる3Kでの労働力不足を補うために導入された日系出稼ぎ労働者は、バブル経済崩壊後、とくに「構造改革」による雇用構造の変動のなかでうまく利用されてきた。しかし、丹野氏の調査で明らかのように、日本人の労働条件が対日ラティーノスに接近しつつあるとすれば、外国人移住者を「他者」として捉えた従来の「共生論」を超えることが求められる。

(後藤政子)

(2) 第2日——外国籍住民の「人権」問題について

2日目は「外国籍住民の『人権』問題について議論する」という共通テーマのもとに、午前、午後、それぞれお二方の専門家からご報告をいただき討論を行なった。午前は在留資格をめぐる諸問題、午後には教育問題に焦点を当て、現状の把握と共生社会の創造に向けた今後の課題を論ずることが2日目の企画の趣旨であり、充実した報告と討論により所期の目的は達成されたものと自負している。

以下、報告順に従って、その概要と意義を報告する。

1 高橋徹「在留資格のない子どもたちと家族」

「かながわ外国人教育相談」で豊富な実務経験を積み重ねてきている高橋氏は、在留資格のない子どもたちがなぜ生ずるのかについて法的な背景説明を行なうことから報告を始めた。中国人帰国者の呼び寄せ家族・継子・養子、日本人もしくは永住者の継子、超過滞在者の子ども、難民申請者の子ども、と4つの場合に分けて具体的に説明がなされた。在留資格の欠如は摘発・収容さらに送還にまで直結するのだが、高橋報告は次いでその実態を具体的な数字をあげながら動的に描写する。現職の高校教員でもある高橋氏は、最後に、在留資格のない子どもたちへの学校や地域の支援を広げる際の問題点、その克服の方法を論じた。在留資格がないことは違法だということ、したがってそうした違法な存在の人々を支援することはできない、という思考に対して、在留特別許可を求めることはなんら違法ではなくむしろ法にかなった行動であり、子どもたちにはそもそも罪はない、といった対抗的思考を提示することで事態が打開できるという指摘がなされた。この対抗的思考は運動を支え広げる論理として非常に重要である。また、討論の際に、非正規滞在者の存在を通報する義務は私人にはないこと、さらに、公務員についても本来の行政目的を達成できない場合には通報は控えるようになっていくということが紹介された。

2 関聡介「日本の入国管理制度を見つめる～厳しさを増す出入国管理制度と問題点」

日本の出入国管理制度について詳しい弁護士の関氏は、日本の入管実務が厳しさを増していることを、多くの資料を提示しながら実証的かつ説得的に論じた。法令の概要、裁判例の変遷などがわかりやすく

解説されるとともに、特に興味を呼んだのは、2000年の第2次出入国管理基本計画と2005年の第3次出入国管理計画とのコントラストである。「出入国管理行政の主要な課題と今後の方針」について第2次計画は「1 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現」となっていたところ、第3次計画ではそれが「我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ」になり、さらに、「3 学術・文化・青少年交流の推進と留学生・就学生の積極的な受入れ、4 長期にわたり我が国社会に在留する外国人の定着の円滑化」が「4 留学生・就学生の適正な受入れ、6 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応」へと変わったことが指摘された。また、「不法滞在者への現実的かつ効果的な対応」も「強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組」に改まるなど、管理の強化に重点が移行していることをはっきりと映し出す箇所が丁寧に解きほぐされた。今後は「テロ対策」をキーワードに様々な対策が出てくることへの懸念も表されている。関氏はまた、教育や医療を含む、在日外国人をめぐる諸問題の所在を明らかにし、最後にマスコミや弁護士会の動きを紹介して報告を終えた。「民族教育・多文化共生教育」と「同化」のかかわりをどう捉えるべきかなどについて、関報告に触発されフロアーから意見が述べられた。

3 禹載星「正しい歴史認識と真の友好親善の確立——神奈川朝鮮学園60年の歩みと今日的課題」

神奈川朝鮮中高級学校長である禹載星氏は、なぜ多くの朝鮮・韓国人が日本に住んでいるのかについてその歴史的事情から報告を始め、「在日」朝鮮・韓国人が現在にいたるまで日本の保護・保障を受けられないままに來ていること、そして朝鮮人に対する負のイメージが戦争・植民地支配への責任を放置してきたことに由来する旨を説いた。禹報告は次いで、民族教育を守ろうとする人々の運動が朝鮮人学校の設立につながったことを確認しながら、現在においても朝鮮人学校が教育基本法第1条の私立学校として認められないなど、差別的処遇を受け続けていることを明らかにする。もっとも、地元自治体（神奈川県、横浜市）は日朝関係が冷え込んだときであっても朝鮮人学校に好意的な姿勢を崩さず、側面から支援を一貫して提供しているとのことで、東京都とはだいぶ状況が違うようである。また、近隣の地元中高校との交流などを通じ、朝鮮人学校が地域の一員として確固たる認知を受けていることも明らかにされた。禹氏は最後に、日朝間の友好親善関係確立の意義を訴えて報告を終えた。報告後の討論では、朝鮮人学校のカリキュラム（たとえば歴史教育や語学教育など）の実態についての質問があり、これに対する応答などを通じ、朝鮮人学校への理解がいっそう深まった。少なからぬ参加者がそのような感想を口にしていた。

4 平野裕二「外国籍の子どもの学習権／教育に対する権利」

子どもの権利のために闘うNGO・ARC代表の平野氏は、子どもの権利条約や社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）などに定められた子どもの権利としての学習権の権利内容をまず解説した。特に社会権規約委員会の一般的意見13（1999年）を素材に、この権利が多彩な側面をもつことを解き明かしたのだが、その中で、受入れ可能性の見地から「学習過程および教育方法を含む教育の形式および内容は、生徒にとって、および適切な場合には親にとって受入れ可能なものでなければならない」ことが指摘され、適合可能性の見地から「教育は、変化する社会および地域のニーズに適合し、かつ多様な社会的・文化的環境に置かれている生徒のニーズに対応できるよう、柔軟なものでなければならない」ことが指摘されたことは、朝鮮人など外国人の子どもの教育を考えるうえで特に重要なことと思われた。また子どもの権利条約29条は教育の目的に関して「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」や平和・友好・平等意識の涵養を強く求めており、こうした観点から、近時の教育法「改正」への潮流が国際法的に重大な問題を孕んでいること、同時に、民族教育などへの配慮が欠かせないことが説得的に論じられた。朝鮮人学校の差別的処遇について、人権条約の履行を監視する国際的機関から繰り返し非難がなされ是正が勧告されていることも紹介された。

以上の報告を踏まえ、最後に全体討論が行なわれた。ここでは、日本における外国人の管理が、とりわけ出入国管理の場面で強化されてきていることや、教育面での統制が進んでいることが確認され、しかしその一方で、国レベルだけに目をやっていたのでは視野に入らない風景・可能性が自治体や市民の間に広がっているという大切な指摘もなされた。報告者のみならず、聴衆として参加していただいた多くの方々から貴重な意見や情報提供があり、活発な意見交換のうちに討論を終えることができた。

(阿部浩己)